

いちき串木野市地域公共交通のあり方検討業務委託仕様書

1 基本的事項

(1) 適用範囲

本仕様書は、いちき串木野市地域公共交通会議設置要綱(平成 30 年いちき串木野市告示第 92 号)に基づき設置されたいちき串木野市地域公共交通会議(以下「発注者」という。)が実施する「いちき串木野市地域公共交通のあり方検討業務」(以下「本業務」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(2) 委託業務名

令和 7 年度いちき串木野市地域公共交通のあり方検討業務

(3) 委託期間

委託契約締結後(令和 7 年 4 月 1 日(予定))から令和 8 年 3 月 31 日まで

(4) 業務対象範囲

いちき串木野市全域(必要に応じ周辺地域を含める。)

(5) 事業目的

次の 2 点を事業の目的とする。

- ①いちき串木野市では、令和 7 年 10 月 1 日から現在の市コミュニティバス 2 路線及びバス事業者が運行する 1 路線(羽島土川線)の 3 線を統合した、新路線での運行を計画している。また、市が運行主体のデマンド型タクシー 4 路線に新路線(荒川地区に導入)エリアを加えるほか、現行の冠岳・生福・上名線に木原墓地・八房地域等をエリア拡大する計画を目的とする。
- ②令和 7 年 10 月 1 日に上記①の運行開始後も、数年以内には、更なる公共交通の再編が想定されるので、併せて本市における新公共交通の導入可能性について調査検討を行うことを目的とする。

2 業務内容

(1) 上記(5)①について次の支援等を行う

- ・運行ルート・時刻表の作成(羽島地区における運行内容の検討)
- ・関係地区(8 地区)への住民説明会等の開催(1～2 回程度)
- ・運行事業者へのヒアリング
- ・運行費用の積算(令和 7 年 10 月～令和 8 年 3 月(6 月下旬までに積算)及び令和 8 年 4 月～令和 9 年 3 月(11 月下旬までに積算))
- ・国庫補助金等の可能性調査及び申請書等の作成
- ・いちき串木野市地域公共交通計画(令和 6 年度～令和 10 年度)の変更手続き
- ・鹿児島運輸支局や鹿児島県への諸手続き書類等の作成 等

(2) 上記(5)②について次の支援等を行う

- ・串木野市街地・市来市街地を循環する新しい交通体系(AI を含むデマンド交通 他)の導入検討及び先進地視察(本市の今後の公共交通の参考となる先進地視察の提案をお

願います。本市から5名程度))

- ・既存のいきいきタクシーとの連携(市街地バス停留所での乗り換えによる市街地循環)
 - ・運転手不足等によるバス路線の減便や廃止等への対応
 - ・いきいきタクシー乗降場所の見直し検討(市街地エリア拡大・スポンサー乗降場所等)
- (3) いちき串木野市地域公共交通会議及び運賃協議会の運営支援
いちき串木野市地域公共交通会議(5回程度開催予定)及び運賃協議会の資料作成、議事録作成など、必要な支援を行う。
- (4) 計画的な工程管理、打合せ協議等
本業務の遂行にあたり、業務着手時、業務の主要な区切り時及び完了時において打合せ協議を実施するものとする。また、業務を円滑に実施するため、計画的な工程管理を行い、発注者と受託者は常に綿密な連絡を取り、適切な業務遂行を図ることとする。

3 業務に関する補足事項

作成する資料は、市民から見やすく、読みやすく、わかりやすいものとなるよう心掛け、簡潔で明瞭な文章表現に努めるとともに、必要に応じてグラフや表などを作成し、レイアウト等にも配慮すること。

4 成果品

- (1) 業務の成果品は以下のとおりとする。
- ①報告書(各種調査や業務に係る収集データ等のデータファイルを含む) 2部
 - ②電子データ一式(CD-R等) 2部
- ※印刷物として提出するものは、A4版又はA3版とする。
- ※電子データは、いちき串木野市のPC環境でデータ加工可能な形式及びPDF形式で納入すること。
- (2) 業務の成果品の納入先は、いちき串木野市地域公共交通会議事務局(いちき串木野市水産商工課商工係)とする。

5 その他留意事項

- (1) 業務内容の全てを一括して第三者に再委託することは認めない。ただし、業務の一部を再委託したい場合は、あらかじめ事務局の承認を得れば認める。
- (2) 業務における成果については、全ていちき串木野市地域公共交通会議に帰属するものであり、委託者に承認を得ずに複製したり、他に公表してはならない。また履行にあたり、第三者の著作権等に抵触するものについては、受託者の責任において処理するものとする。
- (3) 業務で知り得た個人情報等を他に漏らしてはならない。
- (4) 業務の遂行で疑義が生じた場合は、事務局と協議の上、別途定めるものとする。
- (5) 納品後、成果品に瑕疵があることが判明した場合は、受託者が責任をもって是正することとする。